

○沼田町ふるさとづくり寄付条例

平成17年3月25日条例第2号

改正

平成20年6月23日条例第18号

平成28年3月17日条例第6号

沼田町ふるさとづくり寄付条例

(目的)

第1条 この条例は、沼田町が次世代に引き継ぐべき資源や素材等の保存や継承発展等を図るために寄付金を募り、それを財源に寄付者の沼田町への思いを具体化することによって、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、規則で定める。

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するために、沼田町ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 この基金は、通称「雪明かり基金」と称する。

(寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条の規定により自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行なうものとする。

(寄付者への配慮)

第5条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう充分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第6条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定めるものとする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第10条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第11条 町長は、毎年度の終了後3月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月23日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。